

第 8 4 号議案

蒲郡市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の条件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

蒲郡市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の条件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 1 2 月 7 日提出

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

蒲郡市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の条件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の条件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

蒲郡市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の条件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年蒲郡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第45条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第87条前段中「第40条」の次に「(第5項を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。